

山武市監査委員告示第2号

平成27年3月25日付け山武市監査委員告示第1号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり公表します。

平成27年3月25日

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 加 藤 忠 勝

措置等状況報告

総務部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
財政課	<p>《補助金の交付等事務》 補助金等を概算払いにより交付し、事業完了後に補助金額が確定し返還金が発生した場合の取り扱いが、各部署によって異なり統一されていません。</p> <p>山武市補助金等交付規則第19条第2項に「納期を定めて、その返還を命ずるものとする。」とありますが、額の確定通知書中に返還額と期限等を入れて通知している部署や、額の確定通知書と納入通知書でそれに代えているところ等がありますので、統一した対応を検討してください。</p>	<p>山武市補助金等交付規則の中で、返還を命ずる通知方法等は定めておりませんが、運用において統一できるよう検討します。</p>

措置等状況報告

保健福祉部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
社会福祉課	<p>《手をつなぐ親の会補助金》 収支決算書によると、福祉基金という積立金の項目があり、これを繰越金の一部とすると繰越金が市の補助金を大きく上回っています。 補助金を受けながら毎年補助金と同等以上の積立金をするのは好ましくありません。 将来を見据えた資金を残したいという団体の内々の事情等があるとすれば、それなりの会計処理が必要ですので、適正な対応を指導してください。</p>	<p>補助対象となっている事業を明確にし、補助金が有効に使われ、今後の会計処理にあつては、補助金が積立金に充てられることの無いよう、適正な会計処理を指導してまいります。</p>

措置等状況報告

経済環境部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
農 商 工 ・ 観 光 課	<p>《収入確保》 農業集落排水事業特別会計における収入の確保について、債権回収において基本的な事務の保管書類の整備等にとどまり、現時点でかなりの遅れが見られますので、これらを早急に進め、適確に対応されるよう切望します。</p>	<p>納期限までに納入しない場合は督促状を送付しています。併せて電話催告と臨戸徴収を実施しています。</p> <p>督促状発送後も納付が無い場合は催告書を発送します。催告にも応じず接触できない場合は、債権回収対策室と協議を行い、連携しながら調査を実施します。</p> <p>徴収困難な事案については、債権回収対策室への事務移管の協議の対象とし、滞納整理を進めます。</p>

措置等状況報告

都市建設部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
都市整備課	<p>《収入確保》 市営住宅使用料の未収金対策については、受益者負担の公平性の観点から回収に取り組んでいることは認識していますが、実態を十分に把握し、対象者との接触や文書発送、今後の協議等を債権管理台帳等に記録し、それらを十分に活用して積極的に取り組むことを切望します。</p>	<p>年12回以上の臨戸徴収を目途に、夜間及び休日臨戸を実施。不在者については、不在票の送致や在宅日時を調査したうえで、再臨戸し滞納者と確実に接触できるよう努めました。滞納者の生活実態や収入状況を把握しながら納付勧奨を継続的に行い、使用料の完納または分割納付へつなげました。 また、管理台帳(システム)に交渉記録、滞納状況を整理し徴収業務に活用しました。</p>

措置等状況報告

教育部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
生涯学習課	<p>《青少年育成市民会議補助金》 収支決算書に、当初の予算額を超えて補助金を受けたようになっており、別精算をしている補助金が入っていると思われる不適切な取り扱いが見受けられました。内容をもう一度整理し、適切な事務処理に努めるとともに、提出書類等の審査・確認は厳正に精査するよう望みます。</p>	<p>今後、適正な事務処理に務めるよう指導するとともに、提出された書類等は厳重に精査します。</p>
さんぶの森管理事務所	<p>《支出削減》 清掃委託業務において、毎年同程度の価格で落札されており、しかもそれが予算額のほぼ半額の結果になっています。入札の結果ということもありますが、予算編成時によく精査し計上することを希望します。</p>	<p>清掃委託業務においては、業務内容や設計単価等を再度精査し、予算編成を行うよう努めます。</p>